

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-28	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	消費者啓発事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	消費者啓発事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	50年度	根拠	消費者基本法	消費者安全法	東京都消費生活条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	生活条例	消費者教育推進法		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	区民の消費生活の安定と向上にとっては、「自主的かつ合理的な行動ができる賢明な消費者」の育成が不可欠である。このため、消費者に関する様々な問題について、学習の機会と情報の提供を行う。						
対象者等	荒川区内在住者及び在勤・在学者						
内容	1 消費者講座：専門の講師から、くらしを改善する考え方やくらしに役立つ知識・技術を学ぶ講座。消費生活相談員が企画・運営（一般向け） 2 地域連携消費者講座：関係機関等と連携し、地域で児童の消費者教育を実施する消費者講座。 3 消費生活推進講座：高齢者の消費者被害防止のために地域でのみまもり協力員を養成する講座。 4 出前講座：区内公共施設等での消費生活相談員の出張講座。消費者被害防止のための情報提供。 5 高齢者の消費者被害防止のための啓発チラシ「ホットと通信」の定期発行（26年度から）。 6 C A T Vや区報で消費者被害の防止のための情報提供。相談事例集や啓発グッズの作成。 7 荒川区HP「消費生活相談」コンテンツで、消費生活相談・啓発の情報提供。 8 区立小学校6年生に消費者教育冊子等を毎年配布。 9 東京都の消費生活総合センター共同キャンペーン「若者トラブル110番」「多重債務110番」を実施。						
経過	昭和50年10月 東京都生活物資危害防止、表示の適正化及び消費者被害救済に関する条例を公布。 平成6年10月 同条例の全部改正。名称を「東京都消費生活条例」に変更。 平成14年3月 都消費生活条例改正 平成16年6月 「消費者基本法」が公布・施行される。 平成21年9月 消費者安全法施行 平成24年8月 消費者安全法の一部を改正する法律成立、9月公布 平成24年12月 消費者教育の推進に関する法律施行 平成25年2月 「訪問購入」の規制を盛り込む特定商取引に関する法律の一部を改正する法律施行 平成26年6月 景表法改正（11月 課徴金制度導入） 平成26年6月 消費者安全法改正（平成28年4月施行） 平成28年4月 荒川区消費生活センター条例を施行						
必要性	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブルに対する啓発活動の場として、消費者講座や出前講座等を開催することは重要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	消費者講座数	10	9	8	10	9	目標値＝消費者講座5回・地域連携講座3回・推進講座1回
	出前講座回数	43	64	79	72	72	目標値＝6回/月
	講座等参加者数（人）	1535	2093	2719	2500	2500	消費者講座・出前講座参加者数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
重点的に推進	重点的に推進		消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブル等に対する啓発活動の場として実施する当該事業の優先度は極めて高い。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,243	1,179	1,282	3,467	3,303	3,270	5,706
決算額(30年度は見込み)		897	816	874	2,709	2,830	2,672	5,706
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
消費者講座 人数		288	233	229	248	175	164	180
消費者講座 回数		8	8	10	10	9	8	9
出前講座 人数		975	1,233	1,277	1,287	1,966	2,555	2,100
出前講座 回数		41	44	19	43	64	79	72
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	消費者講座講師謝礼等	220	報償費	消費者講座講師謝礼等	59	報償費	消費者講座講師謝礼等	267
需用費	啓発グッズ等購入費	2,523	需用費	啓発グッズ等購入費	2,528	需用費	啓発グッズ等購入費	5,139
役務費	消費者講座講師費用	58	役務費	消費者講座講師謝礼等	86	役務費	消費者講座講師謝礼等	130
委託料	消費者講座委託	30				委託料	消費者講座委託料	80
						使用料	消費者講座会場使用料	10

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,885	2,939	54		地方税	0	0	0	
	物件費	2,610	2,613	3	国庫支出金	0	0	0			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,390	123	1,267			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0			
	補助費等	220	59	161	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,390	123	1,267			
	賞与・退職給付引当金繰入額	224	375	151	行政収支差額(a)-(b)=(c)	4,549	5,863	1,314			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	5,939	5,986	47	通常収支差額(c)+(d)=(e)	4,549	5,863	1,314			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	4,549	5,863	1,314			

備考 主な行政費用は、人件費となっている。物件費の主な中身として、啓発グッズ購入費用として1,538,265円、高齢消費者被害防止リーフレット印刷製本費用として670,680円かかっている。行政収入では、消費者行政活性化交付金で123,000円収入があった。

- 問題点・課題
- ・高齢者の悪質商法の被害防止に重点を置くとともに、出前講座で各種団体の集まりにも積極的に出席し啓発を行い、関係機関とも連携強化を図る必要がある。
  - ・未成年への消費者教育推進として、これまでの小学生対象の他、中学生への啓発を図る必要があるため、教育委員会との更なる連携が不可欠である。
  - ・成人年齢引き下げに伴い、若年層への啓発の必要性が高まっている。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	各地域で消費者被害防止のための啓発事業を実施する。	消費生活相談員による出前講座及び東京都の高齢消費者見守り推進モデル事業で出前寄席を実施し、消費者被害の防止を図った。	消費者啓発事業の継続実施とともに、訪問販売お断りステッカーを作成・配付するなど、消費者被害の未然防止を図る。
	「ホット通信」の配付先を拡大し多くの高齢者に情報提供できるよう、高齢者の見守り協力体制を強化する。	「ホット通信」の配付先に見守りステーションや民生委員及びさつき会館を加え、より多くの高齢者に情報提供した。	より効果的に情報提供ができるよう、「ホット通信」の新規配付先を検討する。
	小学生を対象とした消費者講座を継続実施し、児童の消費者教育を充実する。	夏休みに小学生とその保護者を対象に体験型の講座を3回実施した。年度当初に区立小学6年生に消費者教育パンフレットを配付した。	小学生を対象とした消費者講座を継続し、児童の消費者教育を充実する。小学6年生へのパンフレット配付を継続する。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
況(要旨)	議(要旨)		

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-29	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	消費者活動支援事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-02	消費者活動支援事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠	消費者基本法		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区消費者団体事業補助金交付要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	消費者団体が消費生活の安定や向上を図る目的で実施する事業に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、消費者団体の活動を支援する。						
対象者等	荒川区消費者団体						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の交付を受けることのできる団体の要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者の立場から、消費生活の安定と向上を図る目的をもって自主的に組織され、かつ荒川区に登録されている。</li> <li>(2) 20名以上の会員で組織されている。</li> <li>(3) 団体の運営を定める「会則」又は、これに準ずるものがある。</li> <li>(4) 年間をとおしての事業計画が定められている。</li> </ul> </li> <li>・ 補助金の交付対象となる事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 講演(習)会、研修会、懇談会、施設見学会。</li> <li>(2) 消費生活展、不用品再利用交換会。</li> </ul> </li> <li>・ 補助金の算定方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各対象事業の実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、30,000円を上限とする。</li> <li>(2) 団体の連合体が、各対象事業を実施する場合の補助金の交付額は、実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、50,000円を上限とする。</li> </ul> </li> </ul>						
経過	平成11年度 事業名を「消費者啓発事業」から「消費者活動支援事業」に変更。						
必要性	消費者啓発活動や消費者団体の育成を推進するため、消費者団体が行う事業に対して支援をすることは必要である。						
実施方法	( 1 直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 区が補助金を交付し、消費者団体が自主的に事業を実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	申請件数	0	0	0	0	4	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	消費者団体の自主的・主体的な活動を支援するために必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		42	42	42	42	28	26	28
決算額(30年度は見込み)		0	0	0	0	0	0	28
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	講演会・展示会(件)	0	0	0	0	0	0	4
	消費生活展(件)	-	-	-	-	-	-	-
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	補助金	0	負担金補助等	補助金	0	負担金補助	補助金	28

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	0	0	0	地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0	0	
特別費用(g)				特別収入(f)				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	0	0	

備考

行政費用は、対象事業を実施する団体がなかったため、0円となっている。

問題点・課題

消費者団体構成員の高齢化等により消費者団体が減少し、活動が困難になってきている。  
平成23年度から補助実績がない状況である。  
既存の団体のうち、消費者団体となりうる団体に対して、消費者団体の登録をしてもらうための周知方法を検討する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	消費者活動支援団体について広く周知し、新たな団体の登録を推進する。	既存の消費者団体に対し、継続について意思確認した。	消費者活動支援団体について広く周知し、新たな団体の登録を推進する。

他区の実況

(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)

未実施区：千代田区・台東区・大田区・練馬区

議(要旨)問状

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-30		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	消費者相談事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸	
			担当者名	安達		内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-05-01	消費者相談事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	61年度	根拠	消費者基本法	消費者安全法	荒川区消費生活センター条例
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区消費者相談実施要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	区民等の消費生活に関する相談を窓口、電話及びメールで受け付け、情報提供や助言、あっ旋、他機関への紹介を行い、区民の生活安定・向上を図る。深刻化する多重債務問題に対応するため、弁護士による多重債務特別相談窓口を開設し、相談体制の整備・充実を図っている。						
対象者等	(1) 荒川区内在住の個人及び区内に主たる事務所を有する団体。 （営利を目的とするものは除く。） (2) 区内在勤、在学で区長が必要と認めるもの。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談の日時：月曜日～金曜日、8時30分～正午 13時～17時15分（受付は16時30分まで）</li> <li>・弁護士による多重債務特別相談（予約制）の日時：毎月2回 第2・第4金曜日、午前9時～午前12時</li> <li>・相談勤務体制：特別職非常勤職員として月16日勤務 消費生活相談員資格（改正消費者安全法）のみなし合格者4名が勤務 みなし合格者：消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントの3資格のうち1つを、平成28年4月現在で取得しており、かつ1年以上消費生活相談事務に従事した経験者）</li> <li>・消費生活相談員：4名（主任相談員1名・上級相談員1名・相談員2名）</li> </ul>						
経過	昭和61年4月 荒川区消費者相談実施要綱の制定、消費者相談室を産業経済部に設置 平成9年4月 消費生活相談員を1名から2名に増員 平成14年1月 消費生活情報体制整備事業として、パイオネット端末機導入 平成20年4月 弁護士による多重債務特別相談窓口を開設 平成21年4月 消費生活相談員を2名から3名に増員 平成21年9月 消費者庁創設。消費者安全法施行。 22年1月 消費者ホットライン開始 平成22年4月 消費生活係（消費者相談室）の新設。 22年7月 相談室及び情報コーナーを増設 平成26年5月 消費者相談室の移設（セントラル荒川ビル 本庁舎6階） 平成28年4月 荒川区消費生活センター条例・荒川区消費生活センター条例施行規則の施行 平成28年4月 消費生活係（消費者相談室）廃止、行政機関「消費生活センター」に名称変更。 消費生活相談員を3名から4名に増員						
必要性	消費生活の安定と向上のため、専門相談員による消費者問題への対応や啓発は必要不可欠である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	相談件数	1258	1343	1342	1350	1350	新規受付件数のみ（来所・電話・HPでの受付件数）
	内あっ旋件数	207	252	226	250	250	あっ旋=消費者と事業者の主張を調整し解決に向けて交渉すること
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	消費生活の安全安心の確保のため、消費者問題への迅速な対応と解決を図る当該事業の優先度は極めて高い。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		11,114	10,922	10,979	11,396	14,591	14,892	14,904
決算額(30年度は見込み)		10,704	10,827	10,893	11,246	14,468	14,762	14,904
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	相談件数	1212	1292	1262	1258	1343	1350	1350
	多重債務相談件数	97	81	88	81	99	100	
	内弁護士相談	42	45	49	45	47	47	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	相談員報酬	11,916	報酬	相談員報酬	12,159	報酬	相談員報酬	12,193
共済費	社会保険料	1,760	共済費	社会保険料	1,657	共済費	社会保険料	1,828
旅費	相談員旅費	109	旅費	相談員旅費	209	旅費	相談員旅費	125
需用費	消耗品費	44	需用費	消耗品費	46	需用費	消耗品費	85
役務費	弁護士謝礼等	527	役務費	弁護士謝礼等	527	役務費	弁護士謝礼等	548
委託料	ポスター等作成委託	69	委託料	ポスター等作成委託	80	委託料	ポスター等作成委託	83
負担金補助等	相談員研修受講料	43	負担金補助等	相談員研修受講料	32	負担金補助等	相談員研修受講料	31

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
物件費	749	762	13	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費	0	0	0	都支出金	7,663	4,678	2,985	
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	43	32	11	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,663	4,678	2,985	
賞与・退職給与引当金繰入額	149	188	39	行政収支差額(a)-(b)=(c)	8,877	11,741	2,864	
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	16,540	16,419	121	通常収支差額(c)+(d)=(e)	8,877	11,741	2,864	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	8,877	11,741	2,864	

備考 行政費用は、ほとんどが相談員に係る人件費となっている。主な物件費として多重債務に係る弁護士相談の謝礼に466,900円かかっている。行政収入では、消費者行政推進交付金で4,678,000円収入があった。

問題点・課題 情報通信サービスでのトラブルなど専門的で複雑な相談が多くなっているため、相談者1人にかかる相談時間が増えている。消費生活センターに寄せられる様々な相談に対応できるよう相談員のスキルアップは必要である。  
相談内容が多岐にわたっており、福祉部門をはじめ他部署との連携の必要性が高まっている。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	消費者相談員の知識・対応力の向上のため、研修の受講推奨を継続し、相談員の更なるスキルアップを図る。	相談員のスキルアップのために国民生活センター主催の研修だけでなく、関係団体主催の研修も受講した。	研修の受講や職場会等を通じ、消費者相談員の知識・対応力のより一層の向上を図る。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	消費生活センター 22区 上記の内、消費生活センターが課 3区(目黒区・世田谷区・新宿区) 上記の内、渋谷区のみ相談業務を業務委託

況議(要質問旨)会質問状

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-31	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	電気用品の販売に関する事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 36年度	根拠法令等	電気用品安全法				
終期設定	有 無						
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	電気用品の製造、輸入及び販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することによって、粗悪な電気用品をなくし、消費者が安全に電気用品を使用できるようにする。						
対象者等	電気用品販売事業者						
内容	<p>1 販売事業者から報告の徴収</p> <p>2 販売事業者の事務所への立ち入り検査 販売事業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、製造者、商標、形式定格電圧等の表示について検査を行う。検査終了後に、電気用品調査表を作成する。 区長は、電気用品安全法第55条の2及び同法施行令第5条の規定に基づき、販売事業者に対する立入検査等を行い、検査結果が不適合であったり、違反等が確認された場合は、販売停止・再発防止指導を行い、都を経由して国に報告することとなっている。</p>						
経過	<p>平成12年4月1日 地方分権一括法の施行により東京都区長委任条項が廃止され、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。</p> <p>平成13年4月1日</p> <p>1 電気用品取締法から電気用品安全法へ名称変更された。</p> <p>2 製造事業登録・型式認可制度から届け出・自己確認制度へ変更された。（規制は緩和されたが取り扱い商品への責任が重くなった。）</p> <p>3 指定検査機関制度廃止、政府認定の民間第三者検査機関制度の導入。</p> <p>4 事前規制の合理化により、回収命令、罰則強化。</p> <p>平成19年12月21日 電気用品販売の事業を行う者に対する立入検査実施要領（経済産業省）制定</p> <p>平成20年4月1日 東京都電気用品取締事務実施要領制定</p> <p>平成24年4月1日 地域主権改革に伴い電気用品安全法の一部が権限委譲された。</p>						
必要性	電気用品安全法に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、表示の有無の検査を行う。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	立入検査数	21	55	17	25	25	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	電気用品安全法に基づく事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額(30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	立入販売事業者数(店舗数)	2	4	3	4	2	1	2
	検査数	33	21	21	21	55	17	25
	違反販売事業者数(店舗数)	0	0	0	0	0	0	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額	
	行政費用	給与関係費	289	294	5	行政収入			
		物件費				地方税			
		維持補修費				国庫支出金			
		扶助費				都支出金			
		補助費等				分担金及び負担金			
		減価償却費				使用料及び手数料			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額				その他			
		賞与・退職給与引当金繰入額	22	38	16	行政収入合計(a)	0	0	0
		その他行政費用				行政収支差額(a)-(b)=(c)	311	332	21
	行政費用合計(b)	311	332	21	金融収支差額(d)				
	特別費用(g)				通常収支差額(c)+(d)=(e)	311	332	21	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	特別収入(f)				
					当期収支差額(e)+(h)	311	332	21	

備考

主な行政費用は給与関係費であり、立ち入り検査の実施と報告を行う事業である。

問題点・課題

立入検査対象については、年度ごとに町庁別順に計画を立てるなど計画的に実施している。また、権限委譲により、対象となる関係事業法に基づく立入検査事務が増えたため、他法との関係を考慮した上で、検査を行うことが望ましい。  
小売店舗が減少しているため、事前に取扱品目を扱う店舗を確認して実施する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成29年度は、荒川・町屋地区での立入検査を予定している。	荒川・町屋地区での立入検査を実施した。	南千住地区での立入検査を予定している。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

議  
会  
質  
問  
状  
況  
(  
要  
旨  
)

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-32	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	計量法に基づく事前調査	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠	計量法			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	「計量法」は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として定められている。区市町村長は、計量法第22条に基づき、都道府県の定期検査にあたり、対象計量器の数を事前に調査し、都道府県知事に報告することとなっている。						
対象者等	取引又は証明に「はかり」を使用している事業所						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法に基づく定期検査（隔年実施）のための事前調査 19、21、23、25、27年度実施。</li> <li>・業務用はかり（特定計量器） 23年度 450件 新規飲食、医院、貴金属、スーパー、パン製造、鮮魚、精肉、惣菜等</li> <li>・業務用はかり（特定計量器） 25年度 450件 新規飲食、医院、貴金属、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜等</li> <li>・業務用はかり（特定計量器） 27年度 728件 新規飲食、医院、薬局（H27新規）、スーパー、鮮魚、精肉、惣菜等</li> <li>・定期事前調査の質問内容             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「はかり」の使用の有無</li> <li>2 使用している「はかり」の種類（電気式、機械式）、計測できる最大量、台数</li> </ol> </li> </ul>						
経過	届出済証が貼付されたはかりの計量法における取り扱いについては、届出済証が検査証印とみなされる期限（平成15年10月31日）以降、取引又は証明に使用する場合には、計量法の技術基準に適合されるよう改造を行った後、検査に合格しなければならないこととされている。（型式承認改造検定）しかし、当該はかりが未だ相当数使用されていることを考慮し、新たな「型式外検定」制度が創設され、平成13年11月以降の継続使用について、使用者の方に判断してもらう選択肢が設けられた。						
必要性	計量法に基づき、区市町村長に事前調査及び都道府県知事への報告が義務付けられている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事前調査では、事業ごとのリストで無作為抽出し、計量器定期検査事前調査用往復ハガキを送付する。事前調査結果については東京都計量検定所長に報告する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	事前調査件数	728		596			隔年実施
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	計量法に基づく事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		0	45	0	76	0	74	0
決算額(30年度は見込み)			42	0	76	0	74	0
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	事前調査件数	0	420	0	728	0	596	0
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
			役務費	往復はがき購入費	74			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	0	0	0	地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額(d)			
	行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0	0
	特別費用(g)				特別収入(f)			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	0	0

備考

行政費用では、計量法に基づく定期検査事前調査用往復はがき購入費で73,904円かかっている。

問題点・課題

事前調査については、保健所(食品衛生係)と連携して実施する必要性がある。返送されないケースが多いので、調査の事前周知方法の検討が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	事前調査実施予定	596事業所に事前調査ハガキを郵送し、期限までに返信のなかった事業所に対しては電話にて確認をした。	隔年実施のため実施予定なし。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議(要旨)問状

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-33	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	家庭用品の品質表示に関する検査事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 37年度	根拠	家庭用品品質表示法				
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的とする。						
対象者等	卸売業者以外の販売業者（一般小売業者）						
内容	<p>1 立入り検査及び適正化指導</p> <p>2 東京都への実績報告</p> <p>24年度 検査実施店舗等数 5件 検査実施品目数 48品目・288件 （内訳 繊維製品 19 合成樹脂加工品 5 電気機械器具 12 雑貨工業品 12）</p> <p>検査項目：表示状況調査（表示の有無及び適否）、表示の管理状況、責任者及び店員の法に対する知識、無表示品の仕入先、不適正表示品の表示者</p> <p>対象品目：90品目（繊維製品35 合成樹脂加工品8 電気機械器具17 雑貨工業品30）</p> <p>・区長は、家庭用品品質表示法第19条及び同施行令第4条の規定に基づき、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。</p>						
経過	<p>平成12年1月26日 家庭用品品質表示法の一部が改正され、雑貨工業品に家庭用浄水器が加わる。（平成14年4月1日施行）</p> <p>平成12年4月1日 地方分権一括法により東京都区長委任条項が廃止され「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。</p> <p>平成21年9月1日 消費者庁設置に伴い家庭用品品質表示法の窓口が経済産業省から消費者庁に変更。</p> <p>平成24年4月1日 地域主権改革に伴い家庭用品品質表示法の一部が権限委譲された。</p>						
必要性	家庭用品品質表示法に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>立入検査は、原則として当該店舗等に対して事前連絡をせず、被検査場所（店舗等）の責任者に対して立入検査証を提示して行う。このため立入検査の趣旨を十分説明する必要がある。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	立入検査点数	109	91	60	100	100	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	家庭用品品質表示法に基づく事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額(30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	検査実施店舗等数	5	7	6	10	2	1	3
	検査実施品目数	48	37	36	41	37	37	35
	検査点数	288	95	73	109	91	60	100
	不適正件数	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	289	294	5	地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	22	38	16	行政収支差額(a)-(b)=(c)	311	332	21
	その他行政費用				金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)	311	332	21	通常収支差額(c)+(d)=(e)	311	332	21	
特別費用(g)				特別収入(f)				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	311	332	21	

備考

主な行政費用は給与関係費であり、立ち入り検査の実施と報告を行う事業である。

問題点・課題

立入検査対象については、年度ごとに町丁別順に計画を立てるなど計画的に実施している。また、権限委譲により、対象となる関係事業法に基づく立入検査事務が増えたため、他法との関係を考慮した上で検査を行うことが望ましい。小売店舗が減少しており、調査可能な店舗が減少しているため、事前に店舗の状況を確認したうえで実施する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成29年度は、荒川・町屋地区での立入検査を予定している。	荒川・町屋地区での立入検査を実施した。	南千住地区での立入検査を予定している。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

況(要旨)

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-34	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	ガス事業法に関する事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 24年度	根拠	ガス事業法				
終期設定	有 無	法令等					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的としている。						
対象者等	ガス器具等の販売事業者（PSTGマークの確認）						
内容	<p>1 販売事業者から報告の徴取</p> <p>2 販売事業者の事務所への立ち入り検査 販売事業者の店舗、営業所、事業所又は倉庫に立ち入り、都市ガス用器具について、国が定めた技術上の基準に適合した旨のマークを確認するため立入検査等を行う。</p> <p>3 立入検査の結果、法令に違反する事実を認められた場合には、報告書を提出する。</p> <p>区長は、ガス事業法第47条及び同法施行令第119条3項の規定に基づき、都市ガス用器具について立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。</p>						
経過	平成24年4月1日 地域主権改革に伴い、ガス事業法の一部が権限委譲された。						
必要性	ガス事業法に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、都市ガス用器具について、表示の有無の検査を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	立入検査数	1	1	1	1	1	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	ガス事業法に基づく事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額(30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	立入販売事業者数	1	2	1	1	1	1	1
	検査数	6	5	2	1	6	1	2
	違反販売事業者数	0	0	0	0	0	0	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	289	294	5	地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	22	38	16	行政収支差額(a)-(b)=(c)	311	332	21
	その他行政費用				金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)	311	332	21	通常収支差額(c)+(d)=(e)	311	332	21	
特別費用(g)				特別収入(f)				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	311	332	21	

備考

主な行政費用は給与関係費であり、立ち入り検査の実施と報告を行う事業である。

問題点・課題

昭和36年から実施している電気用品安全法、昭和37年から実施している家庭用品品質表示法に加え、平成24年度から、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスに関する事務による立入検査事務の増えた他法との関係を考慮し、効率的に検査を行うことが望ましい。  
 なお、液化石油ガス、ガス事業については、製品を扱っている大型電気店舗等が荒川区内にはほとんどないため、立入検査のできる件数が少ないため、事前に取扱店舗を調査したうえで実施する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成29年度は、町屋・荒川地区での立入検査を予定している。	町屋・荒川地区での立入検査を実施した。	南千住地区での立入検査を予定している。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

議  
会  
質  
問  
状  
況  
(  
要  
旨  
)

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-35	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	液化石油ガスに関する事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 24年度	根拠法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律				
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	一般消費者への液化石油ガス販売、液化石油ガス器具の製造及び販売を規制することにより、液化石油ガスの事故を防止するとともに、取引を適正に行うことを目的としている。						
対象者等	液化石油ガス器具等の販売事業者（PSLPGマークの確認）						
内容	<p>1 販売事業者から報告の徴取</p> <p>2 販売事業者の事務所への立ち入り検査 販売事業者の店舗、営業所、事業所又は倉庫に立ち入り、液化石油ガス器具等の保管場所等について検査を行う。</p> <p>区長は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条及び同法施行令第142条の規定に基づき、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。</p>						
経過	<p>平成24年4月1日</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（平成24年政令第96号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する省令（平成24年経済産業省令第24号）に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部が権限委譲された。</p>						
必要性	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、液化石油ガス器具について、保管場所等の検査を行う。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	立入検査数	3	2	2	1	3	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額(30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	立入販売事業者数	1	2	2	1	1	1	1
	検査数	2	5	2	3	3	2	2
	違反販売事業者数	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額	
	行政費用	給与関係費	289	294	5	行政収入			
		物件費				地方税			
		維持補修費				国庫支出金			
		扶助費				都支出金			
		補助費等				分担金及び負担金			
		減価償却費				使用料及び手数料			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額				その他			
		賞与・退職給与引当金繰入額	22	38	16	行政収入合計(a)	0	0	0
		その他行政費用				行政収支差額(a)-(b)=(c)	311	332	21
	行政費用合計(b)	311	332	21	金融収支差額(d)				
	特別費用(g)				通常収支差額(c)+(d)=(e)	311	332	21	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	特別収入(f)				
					当期収支差額(e)+(h)	311	332	21	

備考

主な行政費用は給与関係費であり、立ち入り検査の実施と報告を行う事業である。

問題点・課題

昭和36年から実施している電気用品安全法、昭和37年から実施している家庭用品品質表示法に加え、24年度から、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスに関する事務による立入検査事務が増えた。他法との関係を考慮し効率的に検査を行うことが望ましい。  
なお、液化石油ガス、ガス事業については、製品を扱っている大型電気店舗等が荒川区内にはほとんど立地しておらず、立入検査のできる件数が少ないため、事前に取扱店舗を確認して実施する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成29年度は、荒川・町屋地区での立入検査を予定している。	荒川・町屋地区での立入検査を実施した。	南千住地区での立入検査を予定している。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

議会議案(要旨)

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	06-01-36	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	消費生活用製品安全法に関する検査事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	岸		
		担当者名	安達	内線	477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）							
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 24年度	根拠	消費生活用製品安全法				
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性確保に資する民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。						
対象者等	特定製品の販売業者（一般小売業者）						
内容	<p>国が定めた基準に適合した旨の消費生活用製品安全規制マーク（PSCマーク）の表示販売店については、特定製品にPSCマークがあることを確認することが求められている。このことにより、マークの表示のある製品が販売されているかの確認のため立ち入り検査を行う。 特定製品：6品目 特別特定製品：4品目</p> <p>【長期使用製品安全点検制度】 長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上の支障が生じ、特に危害を及ぼす恐れが多い製品の点検を義務付けている。小売業者は販売に際しこの旨の説明をする必要がある。 対象製品：9品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査は、原則として当該店舗等に対して事前連絡をせず、被検査場所（店舗等）の責任者に対して立入検査証を提示して行う。このため立入検査の趣旨を十分説明する必要がある。</li> <li>区長は、消費生活用製品安全法第41条及び同法施行令第14条の規定に基づき、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都を経由し国に報告することとなっている。</li> </ul>						
経過	平成24年4月1日 地域主権改革に伴い消費生活用製品安全法の一部(特定製品と特定保守製品)に関する報告徴取 立入検査 製品提出命令の権限が委譲された。						
必要性	消費生活用製品安全法に基づき、区長は、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、特定製品と特定保守製品について、表示の有無の検査を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	立入検査数	4	16	4	5	5	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	消費生活用製品安全法に基づく事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額(30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	検査実施店舗等数	2	3	1	1	2	1	2
	PSCマーク確認	4	7	4	4	16	4	5
	特定保守製品	4	0	0	0	0	0	0
	不適正件数	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	289	294	5	地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	行政費用				分担金及び負担金			
	補助費				使用料及び手数料			
	補助費等				その他			
	減価償却費				行政収入合計(a)	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収支差額(a)-(b)=(c)	311	332	21
	賞与・退職給与引当金繰入額	22	38	16	金融収支差額(d)			
その他行政費用				通常収支差額(c)+(d)=(e)	311	332	21	
行政費用合計(b)	311	332	21	特別収入(f)				
特別費用(g)				特別収支差額(e)+(h)	311	332	21	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0					

備考

主な行政費用は給与関係費であり、立ち入り検査の実施と報告を行う事業である。

問題点・課題

立入検査対象については、年度ごとに町丁別順に計画を立てるなど計画的に実施している。権限委譲により対象となる関係事業法の立入検査事務が増えたため、他法との関係を考慮し効率的に検査を行うことが望ましい。  
小売店舗が減少しているため、事前に取扱品目を扱う店舗を確認して実施する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成29年度は、荒川・町屋地区での立入検査を予定している。	荒川・町屋地区での立入検査を実施した。	南千住地区での立入検査を予定している。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

況(要旨)